

自主的避難等対象区域（相馬市）に居住している申立人ら（両親と子1名）のうち、旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の専門学校に通っていた子について、原発事故により同校が会津地方に移転したため、自宅を離れ、同校の寮に入ることを余儀なくされたことなどによる精神的損害及び生活費増加費用が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X 1、同X 2、同X 3（以上の申立人3名を併せて「申立人ら」という。）と、被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目（以下の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目

（1）精神的損害（申立人X 2分）	22万円
（2）生活費増加費用	
ア 寮費	27万5000円
イ タイヤ代	3万3915円
ウ 帰宅費用	22万円
エ コインランドリー代	5万2800円
オ 寮での生活雑貨等の費用（扇風機代を含む）	1万円

2 期間

自 平成23年5月1日 至 平成24年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金81万1715円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年7月1日

(仲介委員 笹原直和)